## 令和5年9月4日 第2164回例会

R1第2730地区
週 報

## 新たな希望を生み出し，ロータリーを楽しもう

9月の月間 ロータリーの友月間基本的教育と識字向上月間月間

出席委員会報告

井野元孝洋委員長

## －出席状況

| 本日 状 況 |  | 前々回修正出席状況 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 会員数 | （52） 54 名 | メークアッブ数 | 0名 |
| 本日欠席者数 | 17名 | 修正出席率 | 55．77\％ |
| 本日出席者数 | 37名 | メークアップされ | 放称略） |
| 出席率 | 71．15\％ |  |  |
| ニコニコ 0 件 | 0円 | 募金箱 | 6，316円 |
| BOX 累計 | 32，000円 | 累計 | 39，835円 |

も精神的に疲れ，大変だと思います。ですので， いつおきても良いように落ち着いて行動したい ものです。
私も少し経験がございますが，マンションで の地震は高層になると，エレベータが使用でき なくなって，屋外階段を使用しなければならず， それが，毎日の買い物を運んでとなると大変で す。特に水道水が使えないとなると，ペットボ トルの水をもって上がらないといけないのです。 また，キッチンの流しの上や食器棚は開き戸に なっていて，激しい揺れの地震時には扉が開き，中身が出てしまい陶器やがラスなどは割れてしま いますので，キッチンへ行くのはスリッパが必要になります。扉も耐震ラッチというのがあり，揺れると引っ掛かって開かなくなるような金物 があります。冷蔵庫は下にはキャスターがつい ており，移動したりして中身も出てしまいます ので冷蔵庫も固定したほうが良いと思います。 マンションなど玄関のドアがスチール製の場合，扉がひずんで開かなくなりますので閉じ込めら れる時がありますのでバールなどが必要になり ます。こういった住宅で災害が起こった時に想定外なことがあると意外なものが必要になりま す。みなさんも準備をして減災に心がけてはい かがでしょうか？起きないよう祈っています。今日もよろしくお願いします。

## ビジター紹介

高宮真樹会員（宮崎西 R C）

－交換留学生の募集について
国際ロータリーより「23－24交換留学生募集」について案内が来てお ります。
ご希望の方は事務局まで，お問合せください。

## －結婚月

大浦秀幸会員，日高安隆会員


## －誕生月

松下美佐子会員，田口幸登会員，杉本英一会員井野元孝洋会員，安藤茂洋会員，萩元條二会員


## 会員卓話

## 安藤茂洋会員



皆さんこんにちは，社会保険労務士の安藤です。昨年 2 月に皆さんの仲間に入れていただいてから2回目 の卓話となります。 何を話そうか考 えまして，少しでも皆様もご興味のある人事労務の話を 2 点紹介させていただきます。どうぞ よろしくお願いいたします。

まず，最低賃金の話で，大きく新聞でも扱わ れていた通り，宮崎は今年も44円アップの897円 になりそうです。ここ10年で197円もアップして います。目標としていた全国平均1000円を超え た形になります。総理はこれを1500円を目標と するとのニュースが大きく扱われていました。最低賃金をチェックするときは，皆勤手当，家

族手当，通勤手当等は入れられませんので注意 が必要です。

次に2024年問題とされているものですが，今 まで適用所外，猶予措置がありました，建設事業，バス，トラック，タクシーといった自動車運転の業務，医師の残業規制が始まります。こ れにより，特に残業の多いとされていた3事業 が，残業ができなくなるため，公共工事が受け られない，荷物が届かない，医療が受けられな いといった影響が懸念されています。残業規制 の中，現在，過去に例のないくらいの人不足が叫ばれております。人を増やしたくても増やせな い，最低賃金等人件費は上がる，有給休暇や休日 は増やせと，経営はアクセルとブレーキを同時に踏むような問題が突きつけられております。この ような状況の中で生き残りの対応を迫られている のが現在の経営者と言えると思います。
（1）「最低賃金」



## 2．時間外労働の上限規制（法第36条）

## （1）趣旨

長時間労働は，健康の確保を困難にするとともに，仕事と家庭生活の両立を困難にし，少子化の原因，女性のキャリア形成を阻む原因，男性の家庭参加を阳む原因となっています長時間労働を是正することによって，ワーク・ライフ・バランスが改善し，女性や高齢者も仕事に こうした背景を踏まえ，今回の法改正によって，労使が協定しても超えることのできない時間外労働の上限が法律に規定されました。
（2）現行制度の桃要
－労働時間•休日に関する原則


労働基準法では，労働時間は原則として，1日8時間•1週40時間以内とされています。これを「法定労㷲詩間」といいます。また，休日は原則として，毎過少なくとも1回与又は4過4日以上与 えることとされています。
法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定の休日に労働させる場合には，
＞労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の綜結
＞所軺労働基準監督署長への届出
が必要です。

## （3）改正のポイント

今回の法改正によって，法律上，36協定で定めることのできる時間外労働の上限は，原則とし月45時間•年360時間となり，臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくな ります。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）には，これを超えることができま すが，その場合でも
－時間外労働と休日労微の合計が月 100 時間末满
としなけれはなりません。また，原則の月45時間を超えて労働させることができる回数は，年6 か月までとなります。
なお，いすれの場合においても，以下を守らなければなりません
時間外务倠と休日労働の合計が月100時間末満 か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内

## （1）趣旨

月60時間を超える時間外労倠に対する剖増賃金率について，現在は中小事業主に対して割増賃金 5 5割以上とする規定の適用が猶予されています（改正前の労働基準法第138条）今般，中小事業主に使用される労働者の長時間労働を抑制し，その健康確保等を図る観点から，労基準法第138条を削除し，中小事業主に対しても，月60時間を超える時間外労働の割堛賃金㸺を $50 \%$ 以上とする規定を適用することとしました。

## （2）現行制度の櫡要

O改正前の労働基準法における時間外•労働に対する割增賲金率（2010年4月から施行）

|  | 1か月の時間外労働 <br> （1日8時間•1週40時間を超える労働時間） |  | 2010年4月以降 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 60時間以下 | 60時間超 |  |
| 大企業 | 25\％ | 50\％ | の引分の間50\％猪 |
| 中小事業主 <br> （＊） | 25\％ | 25\％ | れていました。 （第138条） |

（3）改正のポイント

|  | 1か月の時間外労働 <br> （1日8時間•1週40時間を超える労働時間） |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 60 時間以下 | 60時間超 |
|  | $25 \%$ | $50 \%$ |
| 中小事業主 | $25 \%$ | $50 \%$ |

## －解説

中小事業主に対して割増賃金率の特例を定めていた，労働基準法第138条が削除されることにより
2023年4月1日以隆中小事業主に対しても，月60時間を超える時間外労働の割䭪されて顀金率を50\％以

振替を行うことにより，休日労偳の割増賃金率である35\％以上を適用することは，労倠基準法の趣旨に照らして望ましくないことに留意してください。


## （4）適用除外•適用揂予

（i）適用除外•猶予となる事業•業務
以下の事業•業務については，上限規制の適用が 5 年間猶予されています。

| 事業•業務 | 遒予期間中の取扱い （2024年3月31日まて） | 㺁予後の取扱い （2024年4月1日以降） |
| :---: | :---: | :---: |
| 建设事業 | 上限規制は適用されません。 | －災害の復旧•復興の事業を除き，上限規制が すべて適用されます。 <br> －災害の復旧•復興の事業に関しては，時間外労働と休日労働の合計について， <br> $\checkmark$ 月100時間末満 <br> $\checkmark 2 \sim 6$ か月平均 80 時間以内 <br> とする規制は適用されません。 |
| $\begin{aligned} & \text { 自動車運転 } \\ & \text { の業務 } \end{aligned}$ |  | －特別条項付き 36 協定を締結する場合の年間の <br> 時間外労働の上限が年960時間となります。 <br> －時間外労働と休日労働の合計について， <br> $\checkmark$ 月100時間末満 <br> $\checkmark 2 \sim 6$ か月平均 80 時間以内 とする規制は適用されません。 <br> －時間外労働が月45時間を超えることができる のは年6か月までとする規制は適用されませ ん。 |
| 医師 |  | 具体的な上限時間は今後，省令で定めることと されています。 |
|  | 時間外労働と休日労働の合計 <br> について， <br> －月100時間末満 <br> $\checkmark 2 \sim 6$ か月平均 80 時間以内 <br> とする規制は適用されません。 | 上限規制がすべて適用されます。 |

なお，新技術•新商品等の研究閩発業務については，上限規制の適用が除外されています。 いては，1 1 週間当たり40時間を超えて労働した時間が月100時間を超えた労動者に対しては，医師 の面接指導が罰則付きで義務付けられました。
事業者は，面接指導を行つた医師の意見を勘案し，必要があるときには就業場所の変更や職務内容の変更，有給休暇の付与などの措置を講じなけれはなりません。

ロータリー情報委員会
大迫三郎副委員長


ロータリー情報は裏でもあり表で もありと基本を取れたところを学ぶ のではなく，例えば神道の祝詞と佛道の経典の如く，極められた基本を単に唱えるのではなく，それを身につけること だと思います。その為には繰り返し基本になる こと，例えば「ロータリーの目的」「4つのテ スト」と「職業宣言」にある5大奉仕。「中核的価値観」の奉仕•親睦•高潔性•多様性・リ ーダーシップを身をもって体現し，それを深め実行することによって人格の向上人間性を涵養 する。その一番の実践の場がクラブであり，地区 2300 人，日本 88000 人，世界 1200 万人の友情と協力の場が拡がる所以であります。人と人との親睦が基礎で学び合うのです。

そこにこそ真の奉仕の精神，思いやりの心で人生が豊かになり，引いては職業奉仕の実践に もつながると思います。

## 宮崎南ロータリークラブ

事務局 〒880－0806 宮崎市広島1丁目3－3秀豊ビル4階
TEL．0985－22－6767 FAX．0985－22－9170 HP：http：／／mm－rc．sakura．ne．jp／e－mail：m．m－rc＠alto．ocn．ne．jp

例会場 宮崎観光ホテル（毎週月曜日 12：30～13：30 開催）〒880－8512 宮崎市松山1－1－1
TEL．0985－27－1212

